

これまでの法科大学院等特別委員会における委員の主な御意見

【法学部と法科大学院との連携の必要性】

- 実質的に5年間で法曹養成を行う仕組みについては、志願者増の観点から必要であるが、合格レベルに達する学生がどの程度居るか、進学先が限定されないか、教育リソースの配分に支障があるのではないかとといった面を考えると5年間で法曹養成を原則化することには賛成できない。
- 優秀な学生について学修期間を短縮することは望ましいが、5年一貫での教育が同一大学の法学部と法科大学院の連携を前提とする場合、法科大学院を独立に創設した理念に矛盾するのではないか。
- 時間的・経済的負担が大きいという点に対してどのような解決策を提示するかという点が非常に重要。学部と法科大学院の連携を図ることによって負担を軽減しつつ、プロセスとしての法曹養成を崩さないことが一番大切なところではないか。
- 法曹志望者の確保が重要であり、検討段階においては、可能な限り、5年間で法曹になることのできる制度を整備する姿勢を示すことが重要。
- 法学部と法科大学院の連携は、時間的負担軽減だけでなく、教育の充実という観点からも有益。
- 5年コースに進む者が少ないと、結局のところ時間的・経済的負担軽減の恩恵を受ける者は限られるというメッセージとなってしまう、法曹志望者を回復させることに十分には寄与しないのではないか。より多くの学生が利益を享受できるように検討するのが良いのではないか。
- これまで認められてこなかった、法学部と法科大学院の接続が認められるようであれば、その点をメッセージとして発信する必要がある。
- 目先の時間的負担は法曹志望者にとって大きな問題であり、これを軽減する方向性での検討は必要。
- 優秀な学生が法曹の道を選択するに当たって、「法曹コース」がどの程度魅力的になり得るかを検討するべきではないか。
- 法学既修者の能力も向上させる上で、学部との連携や学部教育の充実には意義がある。
- 法曹志望者の能力に大きな幅があることが課題であり、特に飲み込みの早い学生にとっては時間的短縮が必要になる。一方、大多数の学生にとっては学部4年と法科大学院2年という学修期間が適当ではないか。
- コース制の導入は、時間的負担軽減のみならず、法学部生の進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供するという面でも有効ではないか。

- 時間的負担軽減が法曹志望者を増加させ、かつ、志望者にとって魅力を高めることになるか検討する必要があるのではないか。法科大学院を修了して法曹となることの付加価値の高さを伝えることが重要ではないか。
- 法学部においては、法曹倫理等の基礎的な素養を涵養し、志を持った者に法曹の道へ進ませるべきではないか。
- 一番の課題は法曹志願者の減少。その原因は費用と時間的な負担が大きい。時間的負担の軽減を進める必要がある。一方、既修者中心となると、多様なバックグラウンドを持つ者が挑戦しにくくなる誤ったメッセージとなるおそれがある。
- 時間的な負担の軽減を重視しすぎるのは、とにかく最短で法曹になれば良いという誤ったメッセージになりかねないのではないか。
- 現状の法曹志望者の減少は法科大学院だけの施策では食い止められない。法学部教育と未修者1年目の教育の関係なども含めて見直し、連携していくべき。
- 法科大学院がない地域とそれ以外の地域の格差が課題。ICT等を活用した法曹養成制度の在り方についても検討すべき。
- 学部3年次から早期卒業・飛び入学で法科大学院に進学することにより、法科大学院教育に触れる機会を早期に得ることができるようになる点が、この制度の利点ではないか。
- 法曹の多様性をしっかりと確保するため、地方の法学部や法科大学院をどのようにして確保するかも重要な論点となるのではないか。
- 法学部と法科大学院の一体的改革という視点は必要であり、議論すべきだが、今の司法試験に合格する人をどうやって効率的に育てるかという視点だけが先行することには危機感を持つ。法科大学院制度の創設の理念を踏まえて議論すべき。
- 法学部と法科大学院の連携により、素質のある学生を法学部段階から法科大学院に引き寄せる必要がある。その一方で、こうした改善策が、法科大学院入学者の多様性の確保と対立するものとなってはならない。
- 法曹を志望している法学部生も法科大学院に対するイメージを十分に抱けていないので、法科大学院経由で法曹になるイメージを学部1年次の段階から提示する必要がある。
- 法学部との連携を深めつつ、自大学の学生の法科大学院への進学を促進していく場合には、入学者選抜の公平性、開放性といった理念をどう考えるかという点についても検討が必要。
- 志願者が減少する要因の一つとして、将来の就職への不安があると考えられるため、法科大学院の修了によって法律関係の資格の試験科目を一部免除す

るなど、出口の問題を検討しないといけないのではないか。

- 狭い意味での弁護士以外の進路に人が進出しており、ようやくその成果が現れてきたことを踏まえ、そういった部分の更なる拡大を視野に入れて改革する必要がある。

【法学部と法科大学院との連携方策】

- 同一大学の法学部と法科大学院の連携を前提とするのは、法科大学院の創設理念に矛盾するおそれがある一方、法科大学院で学修する内容を法学部段階で学修させるとなれば、事実上同一大学でのカリキュラム連携とせざるを得ないのではないか。
- 法律基本科目の十分な理解なしに展開・先端科目を学修することは困難と思われるため、法学部段階で展開・先端科目を履修させるのは困難ではないか。
- 大学によって事情は様々であり、3+2が中心となるか4+2が中心となるか等は大学の実情によって異なる。「法曹コース」については4+2を原則としつつ、柔軟性を持った形とするべき。
- 学部や法科大学院で必要とされる教育内容はしっかりと検討しつつ、科目の配置や他大学から進学する者への対応など、各大学の実情に応じて対応できる柔軟な形とする必要がある。
- 法科大学院科目を一部先行履修させる一方、他大学からの進学も想定するのであれば、教育課程の最低限の標準化はある程度必要になるのではないか。
- 5年間で法曹にふさわしい資質・能力を身に付けさせる教育課程を整備することが必要であるが、実際に5年間で修了できるか否かは学生の意志と能力にかかっている。制度を実施しても、学生の能力が必ずしも追いつかないといった事態になれば対応を考える必要がある。また、移行期の移行措置の問題もある。段階的な対応も視野に入れる必要があるのではないか。
- 時間短縮を図ったとしても、修了後すぐに司法試験に合格できなければ意味が無いのではないか。そのようにならなければ志願者増加にはつながらないと考える。
- 学部3年で法科大学院の入試を受験することを考えると、準備期間が相当短い。そのため、例えば法律基本科目の一部で入試を行い、進学直前に残りの科目の認定試験を行うなどの工夫が考えられるのではないか。入試の議論についても連動して議論する必要がある。
- 法科大学院が廃止された地方や、立地しない地方における法曹志望者をどのように吸収するかについても考慮すべき。他大学の法学部に置かれる「法曹コース」からの進学を考えるのであれば、教育課程をある程度標準化せざるを得ないのではないか。

- 3 + 2での進学が突如飛躍的に増加するとは考えにくい。3 + 2、4 + 2それぞれについて、どの程度の学生が進学を望むかについて見通しを立てつつ検討する必要がある。
- 早期卒業は、法律科目の学修に力を入れたい時期に法律科目以外の学修に労力をさかれることになり、学生にとって魅力的ではないのではないか。
- 法学部生の進路が多様であることを考えると、従来法学部で行われてきた法律基本科目以外の多様な学問分野との結合や、学際的な科目といった部分を縮小する形のカリキュラムはあまり好ましくないのではないか。優秀な学生に活用してほしいということであれば、そのような学生は従来のカリキュラムに追加してこのようなコースがあっても対応できるくらいのレベルを想定すると思われる。あまり他の科目を圧迫することの内法が良いのではないか。
- 実務基礎科目とまではならなくとも、学部段階において、法科大学院を経て法曹となった実務家に触れる機会を提供する「実務入門科目」のようなものを設定するのは有意義ではないか。
- 各大学の自主性を重んじた形とし、各大学での自助努力を推奨するのであれば、共通到達度確認試験のような外部からの質保証が必要かといった部分についても調整が必要。
- 法曹コースの教育、拠点校での未修者教育、通常の法科大学院教育を同じ教員が担うとなれば、かなりの負担となるのではないか。教育リソースを考えると、法曹コースの議論と同時に未修者教育についても検討しなければ、未修者教育に手が回らない事態となりかねない。各大学の法学部で行われている多様な教育が阻害されないよう、学部の状況をしっかり見ながら検討することが必要。
- 途中で進路変更する者や法曹コースが設置されない大学の学生のことも考慮すると、単位修得の特例は必ずしも法曹コース修了者に限定せず、法学部出身者に広く認められるべきではないか。
- 法学部においてコース制を導入する場合、学部においてどのような人材を育成すべきか示す必要がある。
- 学部4年と法科大学院2年間または未修者コースの3年間を修了して1年目に安定して司法試験に合格することができるよう、教育を行うためにはどのような方策が必要かを主眼として検討するべきではないか。
- 未修1年次で行われている授業を「法曹コース」の学生に履修させることも考えられるのではないか。
- 学部4年と法科大学院2年を前提として、学部においては法科大学院の既修者コースに入学するだけの能力を養成することを主眼に検討するべきでは

ないか。

- 教員の人的資源には限りがあるため、あまりに教員の負担を増やすと、自身の研究や後継者としての研究者養成に支障をきたすおそれがある。
- 法学部と法科大学院の教育をどのように連携するべきかを出発点として検討すべきであり、基礎的な能力を既に身に付けている者を3年で法科大学院に進学させることで、結果として1年間の短縮になると捉えるべきではないか。
- 学部と法科大学院では各科目の配当単位数が異なるため、未修1年次の学修内容を単純に法学部で実施することは不可能ではないか。
- 修了後1年目に司法試験に合格できることを目標として、それに必要となる年限や入学者選抜の在り方等は各大学の実情に合わせて柔軟に対応できる形とし、実証的に検討できるようにすべきではないか。
- 法曹コースにおいてはかなり集中して法律に関する学修を行うべきではないか。あまりに緩やかでは、あえて法曹コースを創設する意味は無いのではないか。
- 大学入学当初からではなく、在学中でも法曹コースへの参加が認められるよう、緩やかな制度とするべき。
- 学部2年・3年の段階から法科大学院と同等の強度での学修が求められるとすれば、それは現実的ではない。
- コース等、改革方策の設計に当たっては学生のニーズを考慮し、学生から選択されるものとなるかを慎重に検討するべき。
- 学部段階から法曹の道を念頭に置いた学修をすとしても、法学に関する学修のみに注力するのではなく、多様な経験を積み、広い視野を身に付けることができるよう配慮が必要。
- 各大学の人的資源等の教育資源との関係では、当該コースに特別な科目を設定するなど、あまりに厳格な要件を課したコース制を創設するのは困難ではないか。緩やかな形で設計する必要があるのではないか。
- 「法曹コース」を卒業した者に対しては、入試科目の一部免除や奨学金など、メリットを付与することも考えられるのではないか。
- 法学部において学ぶべきことを検討するに当たっては、法科大学院における未修1年次の教育水準について共通認識を得る必要があるのではないか。
- 特定大学の学部と特定の法科大学院との間で連携を行うことによって、他大学の学部からの進学や、他大学の法科大学院への進学が困難になることは避ける必要がある。
- 法科大学院と学部の連携を検討するに当たっては、場合によっては連携法の在り方についても検討が必要ではないか。

- 学部に法曹コースを設置したとしても、その後の法科大学院への進学が保証されていなければ有効に機能しないため、法科大学院への推薦枠を一定程度設定可能とするべき。
- 法科大学院は設置できなくとも、学部に法曹コースを設置することで、地方在住の者に法曹を目指す機会を提供することができるのではないか。
- 小規模大学では法曹コースを設置できない可能性もあるため、履修モデルを示す等の対応にならざるを得ないのではないか。
- 法学部でのコース制を検討するのであれば、その内容や法学部教育への組み込み方を検討する必要がある。
- これまでしっかりとした教育を実施してきた法科大学院の場合、法科大学院教育の一部を学部で先行して履修させるという形で法科大学院教育に手を加えるのではなく、学部教育を改善・充実することも選択肢としてあり得るのではないか。
- 学部と法科大学院で一貫した教育を議論する際に、多様性や流動性を阻害することがないように注意が必要。
- 一貫コースの内容を検討する際には、幅広い教養を身に付ける機会が損なわれないよう留意が必要。
- 一貫コースの在り方を検討する際には、学生がどのような選択をするかを想定した議論が必要。
- 一貫コースを設定する場合、これまで公平性を重視してきた入学者選抜をどのように行うかが問題。
- 全体のコース設計を検討するに当たっては、既存の既修・未修にとらわれない柔軟な形とするべき。
- 法学部と法科大学院、さらには高大接続まで視野に入れて連携を検討する際、多様なキャリアパスを視野に入れた検討を行うことが有益ではないか。
- 連携方策を考える上で、法科大学院からの視点と法学部からの視点とでは、課題が異なるのではないか。法曹になるための学部教育と一般の学部教育には違いがあるのではないか。法学部からすれば、法科大学院の未修者教育を安易に依頼されても、対応できないのではないか。学部教育への影響について十分配慮する必要があるのではないか。
- プロセスとしての教育や多様性の確保を法学部・法科大学院全体で捉え、法曹養成コースを法学部の、例えば、2年次や3年次から設ける必要があるのではないか。その上で、完全未修者や、法学部で法曹志望に変更した学生は、法曹養成コースから学修する必要があるのではないか。
- 法学部との連携を検討するに当たっては、法科大学院の教育を単に前倒しするのではなく、学部においてどのような教育を行うべきか検討するべき。

- 高度の研究に裏打ちされた教育をする上で、法学部と法科大学院を一体的に運営し、両方の授業を担当する教員を増やすことは有力な方策。
- 法科大学院は連携法を存立基盤としているが、学部は連携法にはかかわっていないので、法学部と法科大学院の連携にあたっては、抜本的な改善策と併せて、制度の根本的な部分から見直しを検討する必要があるのではないかと議論の方向性は、①学部の中で法曹養成コースが確立されることを前提に、連携法の見直しを検討する、②連携法を見直すことなく、学部において法科大学院の先取り学修を行うことで、学部生を法科大学院に取り込む、③未修者教育は学部任せ、法科大学院は既修者教育に徹する、などが考えられる。
- 伝統的にジェネラリストを養成してきた法学部の授業では、法曹志望者に対する十分な指導が難しい一方、法曹志望者に特化した授業を行おうとすると、大半の学生には難解な授業となってしまう。法学部教育との連携については、こうした点を踏まえた検討が必要となる。
- 連携強化を強調しすぎると各大学の個性が失われる可能性もある。各大学、法科大学院の実情に配慮が必要ではないか。

【法学未修者教育の改善】

- 現在は学部と法科大学院の連携について議論しているが、年度末までに未修者教育の在り方についても検討し、結論を得るということを明らかにしておかなければ、結局、法曹養成は法学部中心の制度であると捉えられてしまい、大きなマイナスとなりかねない。
- 法曹コースの教育、拠点校での未修者教育、通常の法科大学院教育を同じ教員が担うとなれば、かなりの負担となるのではないかと。教育リソースを考えると、法曹コースの議論と同時に未修者教育についても検討しなければ、未修者教育に手が回らない事態となりかねない。各大学の法学部で行われている多様な教育が阻害されないよう、学部の状況をしっかり見ながら検討することが必要。(再掲)
- 未修者教育の質的改善のためには、1年次におけるきめ細やかな指導が必要となる。そのためには、教育能力の高い教員や学修補助者を確保することが重要。未修者教育の拠点化を図るのであれば、人的・物的資源の効果的な活用という観点から、単独校で実施するのではなく、複数の法科大学院で連携実施していくことも考えられるのではないかと。
- 法学部においてコース制を導入する場合、学部においてどのような人材を育成すべきか示す必要がある。(再掲)
- 法科大学院は既修者コースがメインであり、法学部3年からでなければ法科

大学院に進学できないという誤ったメッセージを発しないように注意する必要がある。

- 法学部において学ぶべきことを検討するに当たっては、法科大学院における未修1年次の教育水準について共通認識を得る必要があるのではないか。(再掲)
- 法律基本科目について学部の講義を活用することとした場合、少人数教育を行うという法科大学院の理念との関係で問題があるのではないか。
- 学士編入学ではなく、学部在学中に他の大学や他の学部に編入学する制度を活用することも考えられるのではないか。
- 法学部に学士編入して2年程度学修した上で、更に法科大学院で2年学修するというのは、特に社会人にはハードルが高い。未修者コースも引き続き残すべき。
- 現状の法曹志望者の減少は法科大学院だけの施策では食い止められない。法学部教育と未修者1年目の教育の関係なども含めて見直し、連携していくべき。(再掲)
- 法学未修者については、法学部(の法曹養成コース)2年または3年に編入して基礎的な法学を学修することとしてはどうか。
- 法学部からすれば、法科大学院の未修者教育を安易に依頼されても、対応できないのではないか。(再掲)
- これまでの未修者を中心とした教育システムを、既修者を主とした制度に転換せざるを得ないのではないか。その上で、法科大学院の教育を組立て直すべきではないか。未修者については、3年では法曹として輩出することは難しいのではないか。
- 純粋未修者の中には伸び代が非常に大きい者がおり、そのような者に法曹界に参入いただく効果が非常に大きい。これを踏まえ、未修者の定義は法律学を学んでいない、いわゆる純粋未修者か、卒業後5年程度経過した社会人とすることが適当ではないか。
- 教育実績の高い法科大学院に法学未修者の受入れを拠点化することが必要ではないか。そのため、法科大学院について法学部以外の出身者や社会人を3割以上受入れる努力義務を課している告示は見直しが必要ではないか。
- これまでの未修者教育については、法科大学院は3年が標準課程であり、既修者は1年短縮できるというシステムを前提として改善方策が議論されてきたが、実情としては、未修者が初年度の1年間で既修者に追いつくことは相当に困難である。この意味では、法科大学院制度の基本理念を維持するかどうかも含めて、抜本的に考え直さないといけない。
- 法学未修者については、3年間の課程で司法試験に合格するのは極めて困難

であるため、法学部への学士編入を促進するなど、純粋未修者が司法試験に合格できるようにするための未修者教育の在り方を検討する必要がある。

- 法学未修者コースには純粋未修者と、法学部出身ではあるが法学既修者コースに入学する水準にない者が混在している。これを所与の前提として考えるか、社会人や純粋未修者を中心としたコースとして設定するかについても検討が必要ではないか。

【法学部教育の在り方】

- 法曹コースの教育、拠点校での未修者教育、通常の法科大学院教育を同じ教員が担うとなれば、かなりの負担となるのではないか。教育リソースを考えると、法曹コースの議論と同時に未修者教育についても検討しなければ、未修者教育に手が回らない事態となりかねない。各大学の法学部で行われている多様な教育が阻害されないよう、学部の状況をしっかり見ながら検討することが必要。(再掲)
- 法学部生の進路が多様であることを考えると、従来法学部で行われてきた法律基本科目以外の多様な学問分野との結合や、学際的な科目といった部分を縮小する形のカリキュラムはあまり好ましくないのではないか。優秀な学生に活用してほしいということであれば、そのような学生は従来のカリキュラムに追加してこのようなコースがあっても対応できるくらいのレベルを想定すると思われる。あまり他の科目を圧迫することの内法が良いのではないか。(再掲)
- 未修1年次で行われている授業を「法曹コース」の学生に履修させることも考えられるのではないか。(再掲)
- 法学部生の進路の多様性を踏まえると、法曹以外の進路についてもコースを設計する必要があるため、法曹コース以外のコースについてもその在り方を検討する必要がある。
- 学部4年と法科大学院2年を前提として、学部においては法科大学院の既修者コースに入学するだけの能力を養成することを主眼に検討するべきではないか。(再掲)
- コース制の導入は、時間的負担軽減のみならず、法学部生の進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供するという面でも有効ではないか。(再掲)
- 法学部において学ぶべきことを検討するに当たっては、法科大学院における未修1年次の教育水準について共通認識を得る必要があるのではないか。(再掲)
- 多数ある進路のうちの1つである法曹に向けた教育をどの程度行うべきか検討が必要。

- 一般の学部教育と、法曹になるための教育はどのような点が共通であり、どのような点が異なっているか、しっかりとした検討が必要。
- 法学部と法科大学院との連携を実効的なものとするためには、法学部の役割について改めて検討を行う必要がある。
- 法学既修者として入学する前提となる能力について、法学部と法科大学院との間でコンセンサスが取れているか。法学部卒業生が活躍する分野をイメージして、法学部の教育内容が考え直されないといけないのではないか。

【研究者養成】

- 教員の人的資源には限りがあるため、あまりに教員の負担を増やすと、自身の研究や後継者としての研究者養成に支障をきたすおそれがある。(再掲)
- 学部と法科大学院、研究者養成の大学院の授業を全て合併で行うことが、学部生にとっても、法科大学院生や研究者志望の院生と接点を持つことが可能となり、有効なのではないか。
- 多くの法科大学院が独立研究科として創設されたことは、意思決定の迅速化や実務家による教育などの成果に結びついた一方、組織を分離したことにはロスも大きく、特に法律学という研究学問の発展にとっては大きな足かせとなっているので、法学部・法学研究科との一体化を真剣に考え、研究者養成の在り方を見直していく必要がある。

【司法試験】

- 法科大学院を修了してから司法試験を受験し、司法修習を受けることとすると相当な時間的ロスが発生するため、法科大学院在学中の司法試験受験について検討するべきではないか。その際、司法試験の在り方についても検討が必要ではないか。
- 予備試験合格者や予備試験経由の司法試験合格者のような優秀な学生こそ法科大学院において多様な教育を受けることが望ましいと考えられるが、次々に法科大学院を中退してしまうため、逆に法科大学院教育の空洞化を招くなど、法科大学院教育に大きな影響を及ぼしている。
- 合格率の向上を目指して様々な改革を行うとしても、法科大学院の学修と司法試験の連携がしっかり図られているかを検討しなければ、議論が進まないのではないか。
- 法科大学院在学中に司法試験に相当するものの一部を行うということが、学生の時間的負担を緩和する意味で役立つのではないか。
- 予備試験は法科大学院修了者と同等の能力があるかどうかを確認する試験だが、法科大学院において幅広い学習が行われている一方、予備試験は法律

基本科目7科目、実務基礎科目と一般教養科目だけであり、同等性を問う試験になっているかという点は議論される必要がある。

- この制度が想定する法曹像と、実際に司法試験が合格させている人材との間でずれが大きいのではないか。
- 司法試験受験時点で要求される学力水準が相当高いものになっている。これを前提とすると、期間短縮の一方で、学力不足が懸念される学生には、時間をかけて教育ができるような制度の在り方を考える必要がある。また、期間短縮を検討する場合には、司法試験についても何らかの工夫が必要になる。

【その他】

- 優秀な学生を法曹の道に囲い込むことは重要ではあるが、法曹の魅力をいかに喧伝し、多様なバックグラウンドを持った志望者を増やすかということ併せて議論する必要があるのではないか。
- 理念の面だけでなく、社会的ニーズからも多様な人材を取り込む必要が高まっている。そのような観点からもぜひ検討いただきたい。
- 我が国の社会の在り方の変化に対応することができる法曹を養成するためには、どのような方策が必要なのかをしっかりと議論すべき。
- そのような検討に当たっては、併せて、学部・法科大学院・博士課程等、どの段階でそのような人材育成に向けた取組を行うべきかを検討する必要がある。法科大学院と博士課程等の連携を視野に入れる必要があるのではないか。
- 法曹となる者は法曹倫理を、それ以外の分野に進む者も法を遵守するという原点をしっかりと教育すべき。
- 多様な能力を有する法曹を養成するに当たり、法曹リカレント教育の機会を制度上しっかりと担保し、そのような学修に単位を与えることも検討すべきではないか。
- 近々、企業法務の世界などでは、人材の奪い合いが始まると予想されるため、改革後は拡大していく方向性を目指すべき。